

令和元年第3回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：令和元年9月13日（金）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

令和元年第3回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：令和元年9月13日（金曜日） 午後1時03分～午後3時10分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（6人）

委員長	7番	石 塚	柏	副委員長	3番	三 浦	常 男
委 員	14番	後 藤	健	委 員	15番	佐 藤	育 男
委 員	16番	古 谷	武 美	委 員	20番	橋 本	五 郎

欠席委員（1人）

委 員 18番 佐 藤 芳 雄

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

上下水道事業管理者	今 野 功 成	建設部長	古 屋 利 彦
建設部次長兼用地対策課長	伊 藤 滋 泰	道路河川課長	佐 藤 勇 孝
道路河川課参事	菅 原 英 雄	道路河川課参事	北 澤 真
都市管理課長	京 野 和 明	都市管理課課長待遇	矢 野 良 和
都市管理課参事	伊 藤 司	都市管理課参事	有 明 徹
建築住宅課長	讚 岐 敬 司		
災害復旧事務所長	進 藤 孝 雄	復旧課参事	加 藤 薫
上下水道局次長兼経営管理課長	今 久	経営管理課参事	田 畑 睦 子
水道課長	野 中 正 幸	水道課課長待遇	小 松 春 一
下水道課長	佐 藤 恭 悦	下水道課参事	古 屋 和 久
神岡支所農林建設課長	岩 根 浩 幸	中仙支所農林建設課長	大 阪 文 博
協和支所農林建設課長	佐 川 悦 章	南外支所農林建設課長	佐 藤 和 好
仙北支所農林建設課長	佐 藤 治 彦	太田支所農林建設課長	田 仲 勲 男

議会事務局職員出席

参 事

富 樫 康 隆

審査議案等

- | | | |
|-----|----------------------------|----------------------------------|
| 第 1 | 議案第 8 9 号 | 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第 9 1 号 | 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 第 3 | 議案第 9 2 号 | 令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 第 4 | 議案第 9 3 号 | 令和元年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 第 5 | 議案第 1 0 8 号 | 平成 3 0 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について |
| 第 6 | 議案第 1 0 9 号 | 平成 3 0 年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について |
| 第 7 | 議案第 1 1 0 号 | 平成 3 0 年度大仙市下水道事業会計決算の認定について |
| 第 8 | 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について | |
-

午後 1 時 0 3 分 開 会

○委員長（石塚 柏） 本日は、本会議休会中のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

欠席の届け出が、18番、佐藤芳雄委員から提出されております。

それでは、当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますが、説明は簡潔にお願いをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際には、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（石塚 柏） 審査に入る前に、ご挨拶をお願いいたします。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 建設水道常任委員の皆さまには、会期中のお疲れのところ、常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

今年の夏は異常な暑さが続きましたが、工事作業者の熱中症が心配されましたが、現場からは特に熱中症などの報告は入っていない状況でございます。

さて、今年度の建設部所管事業の進捗状況でございますけれども、8月末時点で

の発注率は約70パーセントとなっております。

この後の工事のうち、橋りょう補修工事ではありますが、2カ所計画しているうち、大曲花館地域の伊豆見橋ではありますが、今月下旬から年度末までの工事期間でございます。施工内容上、車両の全面通行止めでの工事となり、利用者には大変ご不便をおかけすることになります。なお、車両については近くに迂回路がございます。また、歩行者については通行可能としておりますが、安全に留意し施工するよう監理・指導してまいります。

もう1カ所の協和地域の上荒川橋の補修工事ではありますが、こちらにつきましては今月中に発注予定ではありますが、こちらは片側通行での工事の予定としてございます。

また、去る7月2日に仙北地域振興局建設部と、7月23日には国土交通省湯沢工事事務所及び成瀬ダム工事事務所と事業調整会議を実施しております。情報交換やそれぞれの管理河川及び道路等について要望・協議等を行っております。

さて、本日もご審議をお願いいたします案件ではありますが、建築基準法に関する条例改正案1件及び大曲駅東駐車場拡張整備工事費など5件の補正予算の審査をお願いするものでございます。

詳細につきましては、このあと各課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

○委員長（石塚 柏） それでは建設部所管の審査に入ります。

議案第89号、大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。讚岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讚岐敬司） それでは議案第89号、大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

資料のナンバー1の議案書の方では16・17・18、16から18ページをお開き願います。

説明の方は、こちら側のA3判で、右上の所に建住-1と記載した資料によりご説明しますので、次の1ページをご覧ください。

はじめに、1の本条例案の改正理由についてであります。

建築基準法の一部が改正されたこと、及び国土交通省住宅局建築指導課長から台帳記載事項証明書に関する通知が発出されたことに伴い、関係手数料を条例規定するものであります。

次に、2の改正内容についてであります。

(1)は建築物台帳記載事項証明書の交付についてであります。資料の左下にイラストを載せておりますが、この証明書は、建築基準法第12条第8項に規定する台帳に記載された事項を証する書面で、建築物に関わる確認済証、または検査済証等の重要書類を紛失した場合などに、これらに代わるものとして使用されております。現在は大仙市手数料条例の規定により、証明書の交付手数料として200円を徴収しておりますが、国の通知書が発出されたことに伴い、秋田県が手数料を400円に定めたことから、本市におきましても秋田県と同額の400円を徴収することとし、大仙市建築基準法関係条例に規定するものです。

(2)は用途変更に係る全体計画認定制度が導入されたことによるものです。資料右上にイラストを載せております。これまでの制度は、既存の一の建築物について行う2回以上の増築、または部分改築工事について全体の計画を認定するものであります。今般の法律改正により、用途変更工事におきましても2回以上に分けて段階的に工事を行うことができることとされたことから、その場合の全体計画認定手数料について、床面積に応じて申請1件につき5千円から14万円までの手数料を徴収するものです。

(3)は一時的に他の用途に転用する場合の制限が緩和されたことについてであります。資料右下にイラストを載せております。これまでの制度は仮設建築物の建築を許可するものであります。今般の法改正により、既存住宅、既存の建物を一時的に仮設興行場等に転用することができることとされたことから、用途を変更して仮設興行場等として使用する場合の許可手数料について、床面積に応じて1件につき3万6千円から12万円までの手数料を徴収するものです。

施行日は、公布の日としております。

具体的な条例改正の内容は、次の2ページから最後のページ、4ページまでの条例別表新旧対照表に載せておりますが、この表は左側が現行で、右側が改正案となっております。

2ページの右の中ほどの下の辺りに3の項ありますけれども、これは台帳記載事項証明書の交付申請手数料として400円を規定しております。

同じく次の4の項から最後のページ、4ページの14の項までは項または部のず

れを整理しております。

戻りまして2ページの5の部には、建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可申請手数料を規定しております。

次の3ページの11の部には、既存の建築物について行う二以上の用途変更工事の全体計画の認定を受ける場合の認定手数料を規定しております。

最後の4ページの備考4には、申請床面積の取扱いについて規定しております。その他、所要の文言整理も併せて行っております。

以上、議案第89号、大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） これ、国の法律の改正によって変えるということなんでしょうけれども、この収入と申しますか、納めてもらったお金というのは、そうすればこれは最終的に国に納めることになるのか、それとも市の収入になるのか。

○委員長（石塚 柏） はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 市の一般会計の方に。

○委員（後藤 健） はい、分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第91号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第

4号)のうち、建設部関係の予算について議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐藤道路河川課長。

○道路河川課長(佐藤勇孝) それでは議案第91号、令和元年度大仙市一般会計補正予算(第4号)のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げます。

資料ナンバー2、令和元年度補正予算書〔9月補正〕の15ページをお開き願います。

はじめに、8款 土木費、2項 道路橋りょう費、1目 道路橋りょう総務費、18事業 道路台帳管理費は316万8千円の補正をお願いするものであり、補正後の額を542万9千円とするものであります。

この度の補正につきましては、毎年度実施している道路台帳データの補正を実施することにより、適切な道路維持管理を行うことを目的として、委託料の補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、補正の延長は全体で1万6,296メートルで、認定分が769メートル、変更分として5,473メートル、廃止分として1万54メートルを予定しております。

次に同じく、8款 土木費、2項 道路橋りょう費、2目 道路維持費、60事業 消雪施設等補助金は618万1千円の補正をお願いするものであり、補正後の額を1,414万1千円とするものであります。

資料ナンバー2-1の主な事業の説明書の8ページをお開き願います。

この補助金につきましては今年度、新設が6組合、更新が3組合と合わせて9組合から申請を受け付けた結果、予算に不足が生じたことにより、補正をお願いするものであります。

次に同じく、8款 土木費、4項 住宅費、2目 住宅建設費、16事業 災害危険区域内住宅移転促進事業費は475万4千円の補正をお願いするものであります。補正後の額を同額の475万4千円とするものです。

資料ナンバー2-1、主な事業の説明書の11ページをお開き願います。また、A3判資料の道路-1と書いた災害危険区域内住宅移転促進事業費の資料も、併せてご覧いただきたいと思っております。

この事業につきましては、大仙市災害危険区域に関する条例に基づき指定した協和地域の岩瀬・湯野沢地区につきまして、現在、居住している37世帯のうち、34世帯が国の雄物川中流部河川改修事業の移転対象となっております。残る3世帯についても、災害危険回避の観点から早期の移転が必要であり、対象物件の詳細調

査及び現在評価を行い、移転促進を図る上で、最も重要な基礎数値を算定するため、委託料の補正をお願いするものです。

A 3判の資料が、左上が岩瀬・湯野沢の位置図となります。それから左下が箇所図で、赤く塗られている世帯が今回の対象世帯となります。資料の右側については災害危険区域の概要と、下段に補正内容と今後の方針を記載しておりますので、どうかご参照いただきたいと思います。

以上、議案第91号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

次に、京野都市管理課長。

○都市管理課長（京野和明） それでは議案第91号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2の大仙市補正予算〔9月補正〕の15ページの、駐車場管理運営費となっております。次に資料ナンバー2-1、主な事業の説明書では9ページとなります。

それでは資料ナンバー2-1、事業説明書でご説明いたしますので9ページをご覧ください。なお、A3判横、都市-1の1ページに整備計画図と変更概要、現況写真を添付しておりますので、併せてご覧ください。

8款3項1目13事業、駐車場管理運営費についてであります。

補正前の額571万6千円に2,480万円を追加し、補正後の額を3,051万6千円とするものであります。

駐車場管理運営につきましては、これまで中心市街地の活性化と交流人口の拡大を図るため、JR大曲駅及び大曲南街区周辺の駐車場整備を進めるとともに、指定管理者制度を導入して一体管理するなど、効率的な管理運営に努めております。

大曲ヒカリオ駐車場と大曲駅東駐車場の利用状況は年々増加傾向にあり、特に大曲駅東駐車場は新幹線利用者等でニーズが高まり、平成25年度の1万8,542台から、5年で1.65倍、約1,200台増加の3万503台となっております。そのため、週末やJRのキャンペーン時には常に満車状態となっており、市民の需要に応えるため駐車場を拡張する必要性が生じております。

については、当初予算に計上させていただいておりました測量業務委託が終了し、実施設計が概ね完了したことから、今次定例会に予算の補正をお願いするものであ

ります。

事業の主な概要ですが、ロータリー部分を縮小し、その部分を駅東口駐車場のスペースとして拡張することで、現状84台を52台増の136台といたします。ロータリー部分は縮小いたしますが、閉鎖していたロータリー内を開放することで、一般送迎駐車台数を約7台から15台に増加させ、新幹線発着時の混雑解消に努めるものです。それに伴い、自動精算機の移設、構造物・駐車場フェンスの撤去や移設・新設、区画線の消去と再設置、駐車場のサインや案内看板の移設・改修工事等を行います。また、融雪機能の低下している消融雪管の改修と駅東口トイレ浄化槽の廃止による下水道接続工事も併せて行います。

以上、議案第91号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

次に、讃岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 引続きまして議案第91号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、建築住宅課所管分について、ご説明いたします。

資料ナンバー2、補正予算書の方では15ページをお開き願います。資料ナンバー2-1の事業説明書では10ページでございます。説明の方は、A3判で建住-2というのがありますけれども、これと併せて用いて説明させていただきたいと思っております。

8款4項1目20事業、住宅リフォーム支援事業費につきましては1,500万円を増額し、補正後の額を6,508万7千円とするものです。

この事業は、住宅リフォームを行う方に財政的支援を実施し、居住環境の向上、市内住宅産業の活性化と雇用の創出を図ることを目的としております。

補正予算の理由であります。今年度の当初予算は申請件数を380件、補助額では5千万円を見込んでおりましたが、7月末時点で申請件数が248件、補助額では3,442万1,272円となっております。こちらのA3判の上の段に、7月末時点の件数と額を赤い太字で囲んでおります。当初予算の7割を消化しております。

また、今年度から、子育て世帯改修工事の条件を3子、3人の子どもさんから、2子以上に緩和したこと等により、申請件数が見込みより上回っております。このようなことから、最終申込み件数を460件と予測し、不足額1,500万円の補正

をお願いするものです。この表の下の方が、これからの見込みを記載した資料となっております。

以上、議案第91号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 駐車場管理運営費のことなんですけれども、JR大曲駅と大曲ヒカリオ南街区周辺とありますけれども、それ、どこら辺だが、その辺、教えていただけますか。

○委員長（石塚 柏） はい、課長。

○都市管理課長（京野和明） 都市管理課の方で、駐車場管理運営費としまして扱っておりますのは駅東周辺ということで、駅のロータリーに付属する駐車場と、それに付属する駐輪場と、あと西口、いわゆる大曲駅前の駐輪場。出てすぐ東側といたしますか、交番の後ろの駐輪場と、あとは南街区にあるヒカリオ周辺という、そのこの駐車場を管理運営しております。

○委員長（石塚 柏） はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） そちら辺は特になし、南街区は特に工事するわけではないということですか。

○委員長（石塚 柏） はい、課長。

○都市管理課長（京野和明） そうです。今回、南街区の方には手を掛けません。

○委員（古谷武美） これには書いてあるけれども。

○都市管理課長（京野和明） そうですね。駐車場管理運営費としては、南街区も含まれておりますということです。

○委員（古谷武美） 分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、他に。

副委員長、三浦さん、どうぞ。

○副委員長（三浦常男） ちょっと同じような質問だども、前にも確か言われたと思いますけれども、今の駐車場関係のことで、駅東線から入ってくる道の所の一時停止線が、なんかあまり手前にありすぎて、そこ来たときに一時停止違反で、警察に

何回か捕まったというふうな利用者、前、話したことありますので、やはりこれは、これだけやっぱり広くするということに関しまして、今現在52台増えるという状況であれば、やっぱり利用価値、まして駅東線から入ってくる台数がものすごく多いと思います。一応、入り口自体が確かに相当北側の方さ向かってはいるども、向こうの方の幸町の方から来る方といえは相当少ないと思うんで、やはりこれ、来る場合、警察の方と相当よく協議して、もう少しやっぱり停止線が駐車場に近い状態ならねば、また一時停止違反というような感じになる可能性あるんで、そこは駐車場のスペースとは関係ないんですけれども、やっぱり利用者にそういうふうな不便さをかけないということだけは徹底的にやってもらわなければ、まず市民が利用することなんで、そこよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、京野課長。

○都市管理課長（京野和明） それにつきましては、現在このロータリーの形状の変更につきまして、大仙警察署及び秋田県警と協議中でありまして、停止線につきましても駅東17号線の方を主道路とするというような話で、そちらの停止線はなくなるというような話でございます。

○委員長（石塚 柏） よろしいですか。他に。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 災害危険区域内の住宅移転促進事業について、ちょっと質問させていただきます。

内容見れば、建物の物件調査というようなことだと思いますが、この3戸、堤防さ掛からないで残ってしまうので、移転を促進するということですが、市の方では今後、どのような助成を考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 現在考えておりますのは、まずは今回の補正をお願いして、現在の建物の移転費用の基礎となる数値を算出します。

この後、この3戸のうち1戸の方が、今、造成工事している住宅団地の方へ移るという意志を示しておりますので、そちらの方へは解体費と移転費用について、市で助成するということを考えております。

あと残りの2軒の方については住宅団地ではなく、別の所に移転したいという意向がありますので、そちらについても解体費用と移転費用の助成を考えております。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、よろしいでしょうか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） すいません。移転費用って具体的に、ちょっと教えていただけ

ますか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 移転費用というのは今回の委託で算出しました費用に基づいて、実質、移転費用の・・・、なんといいいますか、補償費というわけじゃないんですけれども、補償費に見合うものをお支払いして、移転していただくということで考えております。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 補償費ということは、前、堤防で掛かった所の移転あるすども、それと同じような感じの補償をしていくということですか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 現在のところ、そういう考え方で進めていこうと思っております。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） ここは堤防で3軒残されてっていうようなことですが、こんな状況の所というのは他にもいっぱいあると思うんすおな。例えば旧大曲市内でも福部内川とか住宅の混み合ったところ、こういう危険性あるところいっぱいあるんですが、そこでも移転したいといった時には、そのような補償を考えていくというようなことですか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） あくまでもこの岩瀬・湯野沢につきましては、災害危険区域に指定されたエリアということで、この3軒に限った助成ということになるかと思えます。

○委員長（石塚 柏） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 佐藤課長、今、国と・・・、国土交通省と、そうすれば市との補償の計算方式が同一なものなのか、その辺りちょっと。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） これまで国の方で補償の調査を進めております。こちらの3軒につきましても、国の方で補償を算定した業者と同じ業者の方と契約をして進めていきたいと思っておりますので、同じ目線での評価となろうかと思えます。

○委員長（石塚 柏） はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） 今のところなんですけれども、この災害危険区域内にある住宅ということで、今回のこの補正予算はこの岩瀬・湯野沢地区に限った話だって話で

したけれども、市内でこの災害危険区域内に建物って他にもあるもんですか。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 災害危険区域に指定したのはこの岩瀬・湯野沢地区だけですので、この3軒のみになります。

○委員長（石塚 柏） はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） 他のところさへば、移ってもいいすかな。

消雪施設のこの補助金のところなんですけれども、これは新しく分譲した所の消雪設備の新設ってことだと思うんですけれども、この分譲するとき、あれですよ、この消雪って基本的に除雪のできないような狭い道路だとか、そういった所に消雪を設置するって僕は認識でいたんですけれども、新しく造成した場合って、なんかそういう規程みでったのってないものですかね。というのは、最終的にこれ、この組合作って、組合の方で管理してもらおうということになりますよね。そうなればやっぱり、この現地の人方がやっぱり大変になると思って。除雪対応の方が、まず現地の人にとってみれば、まあ消雪の方がスパッと消えていいんでしょうけれども、将来的にやっぱりこれ、この住む人たちの負担がかなり大きくなっていくのではないのかなという心配がありまして、その辺の規程みたいなものってないもんですかね。

○委員長（石塚 柏） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 特にその消雪施設を設置するに当たっての規程は定めておりませんが、新規の住宅もあるんですけれども、既存の住宅団地で消雪がないところへの設置についても、今回申請があがってきておりますので、その際に内容をこちらの方で確認して、「もう少し延長長くしてください」とか「交差点から交差点までの区間にしてください」というようなことでのチェックはしております。

○委員長（石塚 柏） よろしいでしょうか。

○委員（後藤 健） はい、いいです。他のところもいいすかね。

○委員長（石塚 柏） はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） この住宅リフォームの支援事業費なんですけれども、いつかのなんかのときにも、僕ちょっと言わせてもらったことありましたが、開始から10年経ってるわけなんですけれども、この10年間、まずこの事業の目的として経済活性化あるいは住宅産業の活性化というふうな他に、この雇用の創出ということもありますけれども、この10年間で実際じゃあ、どれくらいの雇用が増えたのかとか、例えばその、大工さんの収入面というか、その辺どれくらい、いい影響とい

えばいいのか、大工さんの収入面での影響とか、そういった調査とか、そういったデータってあるもんですかね。

○委員長（石塚 柏） はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） そういった調査はしてございません。ただ、そういった事業者の皆さんから「続けてほしい、続けてほしい」というようなことまでして、調査等は今現在やってございません。

○委員長（石塚 柏） はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） 事業者の人にすれば、この事業は当然やってほしいという事業であって、やっぱりこれ税金使ってやる以上は、そういった効果がないことには、やっぱり不公平感も出るでしょうし、税金投入する意味というのがなくなってしまうと思うんですよね。やっぱり雇用、実際これぐらい増えたとか、大工さんの実入りがこれぐらい増えたとか、そういった、やっぱり効果も検証していかないと、税金を投入する、いつまでこの税金を投入していくんだってという話に、これはドンドンドンドンなっていくと思うんで、その辺の検証をしっかりとすべきではないかと思えますけれども、その辺はどうですかね。

○委員長（石塚 柏） はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 今年の春から11月にかけてまして、市民による個別事業評価というのでも、そういった私どもができるような調査はやらさせていただいております。その中で、今のままの制度で続けてほしいというのが58.5パーセント、今よりももっと拡大して継続してほしいという方が14.2パーセント、今より若干縮小してもいいから続けてほしいという人が5.3パーセントということで、全部で78パーセントぐらいの皆さんから好評いただいております。その中で、事業者さんの実入りが幾らになったかとかつという調査というのは、ちょっと我々ではなかなかこうできない部分もありましてですね、どうしてもということになると、やっぱりコンサルとかなんかに頼まないと、ちょっとなかなか難しいものかなというふうに思っております。

○委員長（石塚 柏） はい、後藤委員。

○委員（後藤 健） この業者さんにしても市民の人にしても、この事業って非常にありがたい事業であって、おそらく今言われたように七十何パーセントの人が「継続してほしい」という思いは、それはあると思います。それはこういう事業なんで当たり前の話だと思うんですけれども、それを継続していく根拠みたいなものがないと。ただ市民の要望が多いからやっていますというような話であれば、税金を投入

する根拠がないことになってしまうと思うんで。この経済活性化でもいいですよ、今言った、僕言った雇用の面でも大工さんの実入りの面でも、その他、経済……。目に見える、まあ目に見えるものかどうか難しいところもありますけれども、やっぱり、しっかりその効果の検証というのは、ただ「幾らこれ交付しました」「幾らの建設費が生まれました」というだけの効果では、やっぱりちょっと根拠が薄いのかなという気がするんで。この事業、大変喜ばれているのは僕も知ってますよ。ただその辺の、やっぱり検証というのはやっぱりすべきじゃないのかなというふうな思いはしますけどね。まあ、いいです。答弁はいいですけども。

○委員長（石塚 柏） はい、古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） ただ今の質問でございますように、この事業の目的に、このように経済活性化、それから産業の活性化及び雇用の創出とずっと書いてきておりますので、詳細な調査はできないと思っておりますけれども、関係業者の事業としてはかなり多くなっておることは間違いありませんので、そこいら辺、事業者等ちょっと調査、詳細な結果は出ないと思っておりますけれども、調査してみたいと思っております。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。橋本委員。

○委員（橋本五郎） 一つ。あのすよ部長、あれだが、ほとんど使われている市民の方々の利用している業者は、ほとんど大仙市内の業者、それとも大仙市以外の業者、なんて比率になってるものですか。

○委員長（石塚 柏） はい、部長。

○建設部長（古屋利彦） 条件として大仙市内の業者ということで指定しておりますので、100パーセントということになります。

○委員長（石塚 柏） はい。

○委員（橋本五郎） ほら、折角の大仙市の税金を使いながらやってるから、以外の業者で、そちらの方さ金が流れていけばよ、折角の効果がなくなるのかなというような感じで、今、確認したところですよ。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これで議案第91号のうち、建設部関係の予算についての質疑を終了いたします。なお、本件に関する討論及び採決は、災害復旧事務所所管分の審査終了後に行います。

以上で、建設部所管分の審査を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

(午後 1 時 5 1 分 休 憩)

(午後 1 時 5 4 分 再 開)

○委員長（石塚 柏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査に入る前に、ご挨拶をお願いいたします。進藤災害復旧事務所長。

○災害復旧事務所長（進藤孝雄） それでは改めまして、本会議会期中のお忙しい中、委員会を開催いただき、ありがとうございます。

災害復旧事業につきまして、先日の市政報告にもありましたが、7月末現在で被災全188カ所のうち、86パーセントにあたる169カ所が完成しており、現在残る箇所につきましても年度内完成を目指し、事業を進めているところであります。

さて、本日、ご審議いただきます復旧事務所の案件であります。林道施設は幹線林道、沢内・水沢線の橋りょう復旧に係る工事内容の変更、及び建設資材の高騰などに伴う補正、並び昨年度はじめに一度は完成間近でありました西仙北地域は白坂地区であります。同じく昨年5月18日の豪雨により再度被災を受けた箇所でありまして、これまで県と協議を重ねてまいり、このたび補助事業として採択をいただきました治山局所防災事業の補正であります。

また、農地・農業用施設災害復旧事業費（単独分）であります。昨年復旧した一部農地の不具合箇所の補完工、及び農地災害はもとより、道路・河川災害の復旧事業も含め、大量に発生した災害残土を無償で置き場として土地を提供いただきました個人所有地の整地作業に係る補正予算などあります。

先ほども申し上げましたが、平成29・30年の災害復旧事業につきましては、現在大詰めを迎えている段階であり、全ての事業完成に向け補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましてはこの後ご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

○委員長（石塚 柏） それでは、災害復旧事務所所管分の審査に入ります。

議案第91号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、災害復旧事務所関係の予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。進藤災害復旧事務所長。

○災害復旧事務所長（進藤孝雄） それでは議案第91号、令和元年度一般会計補正予算（第4号）のうち、災害復旧事務所所管分につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに資料ナンバー2、補正予算書の13ページと、資料ナンバー2-1、事業説明書は12ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、5目10事業、治山局所防災事業費は404万8千円の補正をお願いし、補正後の額を997万8千円とするものであります。

内容であります。西仙北地域の白坂地区は平成29年7月の豪雨により被災を受けたため、治山局所防災事業により工事を実施してはりましたが、昨年5月18日の豪雨により工事完成前に再度被災を受けたことから、応急措置を実施した段階で工事を一度は終了しております。

仮復旧の状態を終わっていることから、これまで県と協議し、工法等の事業方針が固まったことから、事業費の補正をお願いするものであります。財源内訳といたしまして、県支出金284万2千円の充当を予定しております。

資料、復旧-1の1ページ目をお願いします。

左側に位置図と、右側上段に被災を受ける前の5月15日時点の完成直前の写真、中段には5月18日の豪雨により被災を受けた写真、下段に応急措置で工事を終わっている写真でありまして、今回の補正によりコンクリート法枠工等で復旧を実施するものであります。

次に補正予算書は17ページ、事業説明書は13ページをお開き願います。

11款 災害復旧費、10事業 農地農業用施設災害復旧事業費（単独分）は407万7千円の補正をお願いするものであります。

内容であります。平成29年7月の豪雨により被災を受けた協和地域は稲沢又地区の復旧工事において、建設機械等の重さにより水田の安定基盤が下がり、耕作作業ができない状況にあります。

また、同じく農地災害としては被害が甚大でありました荒川漆原地区では、昨年、復旧事業を実施した箇所において、搬入土を耕土として使用した一部に粘土質が強い土が混ざっていたため、営農に多大な支障を来しております。

このことから、復旧工事の補完工事を速やかに実施し、農家の負担軽減と経営の安定を支援するための補正であります。

さらに29年の災害では、河川等から多くの土砂が農地に堆積したため、大量の残土が発生しております。被害の大きかった協和地域には、市が所有する残土置き場がないことから、一時的に稲沢地区の私有地約1.2ヘクタールを無償で借り受け、残土置き場として活用していましたが、復旧事業の進捗に伴い、その残土置き場の整地作業を行うための補正をお願いするものであります。

資料、復旧-1の2ページをお願いします。

はじめに農地災害事業の補完工事箇所の稲沢又地区、荒川漆原地区と残土処理を行う稲沢地区の位置図であります。

次に3ページをお願いします。

左側の稲沢又地区ですが、航空写真で黄色で囲んでいる箇所が被災箇所、復旧工事を実施した箇所であります。赤色で囲んでいる箇所が補完工事を必要とする箇所でありまして、下の写真は、約40センチメートルほど基盤が下がっている状態を示す写真であります。次に右側の荒川漆原地区であります。灰色で着色している箇所が復旧工事を実施した箇所であり、赤の斜線の箇所が、このたび補完工事を必要としている箇所であります。下段の写真は耕土が粘土質であるため、生育不良及びほ場が乾かないなど営農に支障を来している写真であります。

4ページをお願いします。

残土置き場の現在の状況写真であります。部分的に残土が置かれている状況で、この残土を敷きならし、排水を確保し、無償で土地を提供いただきました所有者に、整地された状態でお返しする計画であります。

最後になりますが、6款 農林水産業費と、11款 災害復旧費とは関連がありませんので、同時に説明いたします。

先に資料は、補正予算書の13ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、10事業 林道維持費は497万4千円の補正をお願いし、補正後の額を2,745万8千円とするものであります。

次にページは飛びまして、補正予算書の17ページをお願いします。

11款 災害復旧費、11事業 林業施設災害復旧事業費（補助分）は248万5千円の補正をお願いするものであります。

資料は、復旧-1の5ページをお開き願います。

平成29年7月豪雨で被災した基幹林道、沢内・水沢線の1号橋の位置図であります。写真の紺色の囲みで示している右岸橋台が林道維持費で新設する橋台であり、また、黄色の囲みで示している左岸橋台と上部工については、大きな被災を受けて

いることから、災害復旧事業で復旧するものであります。

はじめに、林道維持費で実施する右岸橋台についてですが、当初、豪雨による被災を受けていないことから、現況の状態を利用する計画でありました。しかし、左岸側の災害復旧事業の調査の際、右岸橋台の基礎地盤の支持力が十分でないことが判明し、橋の安全性が確保されないことから、林道改良事業で橋台を新設する計画で事業を進めておりました。

その橋台新設に当たり詳細設計を行い、県と協議を重ねた結果、護岸工の追加が必要となり、補正をお願いするものであります。財源内訳といたしまして、市債490万円の充当を予定しております。

次に、左岸橋台と上部工については、豪雨により被災を受けていることから、災害復旧事業により国の採択を受け、現在、繰越予算で復旧工事を進めておりますが、写真のとおり既設コンクリート護岸が、河床の中から発見されたことから、その被災護岸の撤去費用の追加、並びに上部工コンクリート桁等の建設資材費の高騰により事業費に不足が生じたことから、補正をお願いするものであります。財源内訳といたしまして、県支出金237万円の充当を予定しております。

以上、議案第91号、令和元年度一般会計補正予算（第4号）のうち、災害復旧事務所所管分についてご説明いたしました。全ての箇所の復旧事業の完成に向けての補正予算でありますので、よろしくご審議のほど、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 稲沢の農地災害復旧事業ですけれども、粘土質の問題がありますけれども、この土はどこから持ってきたかと、それから、その土の入る前に、入れる前に、その粘土質だということは当然分からないから来たと思うんですけれども、そこら辺の責任というか、業者なのか、市の方なのか、そこら辺をちょっと聞きたいんですけども。

○委員長（石塚 柏） はい、所長。

○災害復旧事務所長（進藤孝雄） この荒川漆原地区の搬入土、耕土に使った搬入土ですけれども、これは先ほど申し上げました稲沢地区の残土置き場の耕土、心土、

それを活用して災害復旧費に充ててございます。災害復旧費、災害復旧事業に充てております。それで、なぜ災害復旧事業に充てたかといいますと、漆原地区は農地災害で、この大仙市の中で、ものすごい甚大な被害を受けてございます。よって国の暫定法による補助率増高で95.3パーセントの補助率を頂いてございますけれども、その中で負担限度額を超えている箇所がこの漆原地区なんです。それをもって、一般的には購入土として黒ボク、ないしそれに近い形の物を復旧事業として使用するわけですが、あまりにも受益者負担が大きいということで、そういう土で復旧しましょうという経緯をもって、この搬入土を使用させていただきました。

それから、この粘土質が入っていたことですが、最初使用している中で、大きな重機を使つての搬出になりますので、その時点で確認できれば良かったんですけども、運んできて敷きならした中でおいて確認された、敷きならしされた後に確認ができたというのが実情でございます。そして、その土を使用するように指導したのは市の監督員の方でありますので、市側の指示によって施工業者さんが動いたということになりますので、施工業者さんには^{かし}瑕疵はないと。よって、市がこの責めを負うべきではないかということで、今回の補完工事に予算を計上させていただきます。

○委員長（石塚 柏） はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 出来てしまったからこのようにやるんですけど、途中で、業者の方も多分、我々のような一般人ではなくて、業者もちゃんとしたあれだと思っただけですけども、業者の方で気が付いて、市の方に「こうなってるよ」という話はなかったですか。業者が運んでいる間に「粘土入っているよ」と、そういう内容の、業者側から「これ問題じゃないか」というような話はなかったということですよ。

○委員長（石塚 柏） はい、所長。

○災害復旧事務所長（進藤孝雄） 基盤を造りながらの過程の中で、粘土というのは確認されたんですよ。先に監督員、そして私も確認しまして、これをどうしたら一番いいのかという方法を考えたときに、再度これを撤去してまた元に戻しながら、新たな土を入れるとなれば非常にコストが高くなります。そういう関係もあって、ブレンドしてはどうかという案を用いまして、このようなかたちで復旧を行った経緯がございます。

○委員（古谷武美） 一応それじゃあ、ブレンドして入れたわけですね、そうすると。

○災害復旧事務所長（進藤孝雄） そうです。

○委員（古谷武美） ただそれが、まだ足りなかったと。

○災害復旧事務所長（進藤孝雄） はい。

○委員（古谷武美） 分かりました。

○委員長（石塚 柏） はい、他にになにかございますか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤育男） 残土置き場の整地。まず、一時、個人有地を借り上げてのというようなことの説明ありましたけれども、そこ敷きならしして、地権者はそれで了解している。例えば「その土、後で持って行ってけれ」とか「どっかさ搬出してけれ」なんていうことはあるのか、ないのか。そこらちょっと確認したいと思います。

○委員長（石塚 柏） はい、所長。

○災害復旧事務所長（進藤孝雄） これ、今の7月現在の写真でございまして、この後にさらに残土を投入した経緯がございまして、大分敷きならしの方は進んでございます。ただし、この敷地を借りるに当たって、市の予算で一部出入り口、奥地、それを整理して、残土を受け入れしやすい態勢をとった経緯がございまして、そしてこれに、数社の災害復旧の現場から大量の約9千立米、この時点では運ばれておりました、それでオベリスクを造りながら整地を進めていくという計画でございましたけれども、受け入れ残土が少数となった関係上、最後の仕上げは市が行うということで、地権者からも了解をいただいております。

○委員長（石塚 柏） はい、他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

これで議案第91号のうち、災害復旧事務所関係の予算についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、審査終了後に行います。

以上で、災害復旧事業事務所所管分の審査を終了いたします

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 午後2時06分 休 憩 ）

（ 午後2時07分 再 開 ）

○委員長（石塚 柏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第91号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）を、再び議題とい

たします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者のあり)

○委員長(石塚 柏) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 0 8 分 休 憩)

(午後 2 時 1 7 分 再 開)

○委員長(石塚 柏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査に入る前に、ご挨拶をお願いいたします。今野上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者(今野功成) 一言挨拶を申し上げます。

建設水道常任委員会委員の皆様には、日頃から上下水道事業につきましてご指導、ご助言を賜りまして、誠にありがとうございます。

今次定例会におきまして審査をお願いいたします案件は、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算案 2 件と、平成 3 0 年度上水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の決算の認定について 3 件の、合わせて 5 件であります。

この後、それぞれの内容につきまして担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認、また決算につきましてはご認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(石塚 柏) はい、ありがとうございました。

○委員長(石塚 柏) それでは、上下水道局所管分の審査に入ります。

議案第 9 2 号、令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） それでは議案第92号、令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料のナンバー2、補正予算書の21ページをお開き願います。また、お手元にお配りしておりますA3判の資料、右上に簡水-1と書かれた資料、こちらの方もご準備ください。

今回の補正予算は、集中監視システム統合整備事業に関わる債務負担行為を設定するものでありまして、期間は令和2年度から5年度までの4年間、限度額を1億2,310万円とするものであります。

現在運用しております集中監視システムにつきましては、各浄水場などに設置されている中央監視装置に表示されている水位や流量などのデータや、警報などについて、支所などの遠方においても確認できるようにするため、合併前の旧町村が主に整備したものであります。

A3判の資料に、集中監視システムにより監視する施設の位置を表示していますので、ご覧願います。

関係する施設の数ですけれども、6地域22の簡易水道事業において、合計で87施設であります。これらの多くにつきましては、設置からかなりの年数が経過しておりまして、部品の製造中止や基本システムのサポート体制が終了するなど、運用に支障が生じている状況にありました。

このため、年次計画により緊急性の高い箇所から順次更新を行うこととし、本年度の当初予算に4,213万円を計上したところであります。

現在のシステムにつきましては、主に水道システムメーカー4社が設置したものでありまして、年次計画により整備を行った場合は、整備年度ごとに異なるシステムが導入される可能性が危惧されております。

将来を見据えまして、一体的な運転管理に対応するためには、全ての簡易水道事業において同一の集中監視システムにより運用する必要があることから、複数年度に渡って同一業者と契約するため、債務負担行為を設定するものであります。

以上、議案第92号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(石塚 柏) 次に議案第93号、令和元年度大仙市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長(今 久) 議案第93号、令和元年度大仙市下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

資料のナンバー2、補正予算書は23ページをお願いいたします。また、資料ナンバー2-1、主な事業の説明書につきましては最終ページ、14ページの方をお開き願います。

今回の補正予算につきましては、合併処理浄化槽などから下水道への接続を促進するため補助金を交付する下水道接続促進事業補助金について、当初目標を上回る申請が見込まれることから、予算の補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

第2条 収益的支出の補正についてであります。

収益的支出は、営業費用に200万円の補正をお願いし、補正後の下水道事業費用を29億4,014万4千円とするものであります。

事業説明書の14ページ、ご覧願います。

下水道接続促進事業補助金は、合併処理浄化槽、単独浄化槽、くみ取りトイレなどから下水道に接続する方を対象にした補助金で、今年度新たに、新設された事業であります。

当初予算においては、平成29年度の実績と30年度の実績予測を基に、本事業

の事業効果も見込んで補助金額を計上しておりましたが、今年度7月末時点において既に68件と予想を上回る申請がありまして、今後も接続件数は増える見込みであることから、200万円の補正をお願いするものであります。

以上、議案第93号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。

【古谷委員（監査委員） 退室】

（ 午後2時26分 休 憩 ）

（ 午後2時27分 再 開 ）

○委員長（石塚 柏） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第108号、平成30年度大仙市上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかなどにつき、監査委員の審査意見書等を参考に審査したいと思います。

それでは、当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） それでは議案第108号、平成30年度大仙市上水道事業会計決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

説明に用います資料は、既にお配りしております資料ナンバー4、平成30年度大仙市公営企業会計決算書です。それから本日、お手元にお配りしておりますA3判資料の上下-1をご準備いただきたいと思います。なお、公営企業会計決算書につきましては、病院事業、それから上水道事業、簡易水道事業、下水道事業の順に黄色い表紙で仕切りが入っておりますので、2枚目の仕切りをお開きください。また、A3判の資料につきましては、1ページ目の上水道事業会計 決算概要をお開き願います。

はじめに、平成30年度事業の概要から説明させていただきます。

決算書は14ページ、大仙市上水道事業報告書、それからA3判の資料につきましては、右下の方の事業概要、こちらの方をご覧ください。

はじめに給水状況についてであります。

給水戸数は対前年度比で84戸増えましたが、給水人口は189人減っております。普及率は96.7パーセントとなっております。年間配水量については、大口需要者が地下水利用へ転換した影響もありまして、5万9千立方メートルほど減少しております。また、料金徴収の対象となった水量についても、漏水や減免の影響もあり減少し、有収率は0.95ポイント下がり、84.35パーセントでありました。

次に、主な事業の概要についてであります。

(ア)の大曲上水道宇津台浄水場更新事業は、平成28年度からの継続事業として浄水場築造の土木・建築工事と、機械・電気工事などを実施しており、今年度末の完了に向け、事業が進捗しております。

(イ)の七頭地区 水道未普及地域解消事業は、平成29年度からの継続事業として配水管布設工事を行っておりまして、おおよそ6割の世帯が給水可能となっております。

その他、配水施設改良事業として、大花町地内2件の配水管改良工事を実施しております。

なお、決算書の16ページから17ページには建設工事の内容を、18ページには業務量などを、また、19ページから20ページには重要契約の要旨と企業債及び一時借入金の概況について掲載しておりますが、時間の都合上、説明を割愛させ

ていただきます。

それでは決算内容について、ご説明いたします。

決算書のページをお戻りいただきまして、2ページ・3ページをご覧ください。

はじめに、当初予算書第3条に規定された収益的収入及び支出に関する決算であります。

収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴って発生した収益と、それに対応した費用が計上されております。なお、金額につきましては事業規模等を考慮しまして、基本的に百万円単位とさせていただきます。

収入の部、第1款 上水道事業収益は、予算額8億7,500万円に対し、決算額は8億7,100万円で、予算額に対し398万円の減であります。

次に支出の部、第1款 上水道事業費用は、予算額6億5,200万円に対し、決算額は6億1千万円で、不用額は4,100万円であります。

なお、項別の内訳につきましては、この後、損益計算書にて詳しくご説明いたします。決算書は7ページ、お願いいたします。A3判の資料は左上の方をご覧ください。

先ほど、説明いたしました収益的収入及び支出から、消費税・地方消費税を除いて計算したものが損益計算書であります。

営業収益については、給水収益が給水人口の減少や大口需要者の使用水量の減少などにより、前年度より1,800万円の減収となり、その他営業収益を合わせても700万円ほど減って、7億5,200万円であります。

営業費用については、お客様センターへの委託により、業務及び総係費の人件費等は減額となりましたが、電気料金の値上げにより、動力費などが掛かり増しになったため300万円ほど増え、5億5,400万円であります。その結果、営業収益から、営業費用を差し引いた営業利益は1億9,800万円で、前年度に比べ1千万円の減収であります。

営業外収益は、雑収益の減などにより前年度に比較して600万円減り、5,900万円でありました。

営業外費用も減少した結果、営業利益に営業外の利益を加えた経常利益は2億2千万円となり、前年度に比べ1,500万円の減収であります。

経常利益から、特別損失の過年度損益修正損103万円を差し引いた当年度純利益は2億1,800万円であります。これに、前年度繰越利益剰余金471万円を加えた当年度の未処分利益剰余金は2億2,300万円であります。

次に、この剰余金の処分等についてご説明いたします。

決算書 8 ページ下段の、剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金につきましては、大仙市水道事業の剰余金の処分等に関する条例第 2 条に基づき、企業債の償還を目的として減債積立金に 1 億円、また、建設改良工事費への充当を目的に建設改良積立金に 1 億万円をそれぞれ積み立て処分することとし、翌年度繰越利益剰余金として 2,300 万円を予定するものであります。

次に、当初予算書第 4 条に規定された資本的収入及び支出に関する決算について、ご説明いたします。

また決算書のページを戻っていただきまして、4 ページ・5 ページをご覧ください。また、A 3 判の資料につきましては、今度は右上の方をご覧ください。

資本的収入及び支出は、はじめに事業の概要において説明いたしました施設整備事業や、過去に借り入れた企業債の償還元金などに関する収入及び支出でありまして、資産を形成するための経費として計上しております。

はじめに、収入の第 1 款 資本的収入は、予算額 6,900 万円に対し、決算額が 6,800 万円で、予算額に対し 99 万円の減であります。内訳につきましては記載のとおりであります。第 5 項 出資金は、仙北南地区簡易水道事業の企業債元金償還分に係る基準内繰入金であります。また、第 6 項 国庫補助金は、水道未普及地域解消事業に伴う国庫補助金であります。

次に、下段の支出の部、第 1 款 資本的支出であります。予算額 11 億 5,700 万円に対し、決算額が 7 億 6,700 万円で、3 億 8,500 万円が継続費の遡事繰り越しとなっております。繰り越しは宇津台浄水場更新事業に伴うもので、繰り越し財源は全て損益勘定留保資金であります。

以上によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6 億 9,900 万円につきましては、減債積立金 1 億円、建設改良積立金 5 千万円、過年度分損益勘定留保資金 5 億 700 万円などで補填しております。

最後に、貸借対照表についてご説明いたします。

決算書は 10 ページからをご覧ください。また、A 3 判の資料につきましては、左下の青とピンクの表、こちらの方をご覧くださいと思います。

一番下に記載されている資産の合計は 83 億 4 千万円でありまして、昨年度より 9,300 万円増加しております。

時間の関係上、詳細な説明については割愛させていただきますが、固定資産については、宇津台浄水場更新事業の年度完了分等を合わせて 3 億 4,400 万円ほど資

産が増加しております。

一方、流動資産の現金預金については2億9,700万円ほど減少しており、現金預金残高は15億2,800万円であります。

次に、右側に記載されている負債の部については、固定負債、流動負債ともに減少して、繰り延べ収益を加えた負債の合計は30億5,600万円でありまして、前年度に比べて1億3千万円ほど減少しております

また、資本の部は、資本金及び剰余金ともに増加しており、その合計は52億8,400万円でありまして、前年度より2億2,400万円ほど増加しております。

以上によりまして、資産は増加し、負債は減少した結果、資本が増加しており、経営の安定性が増大しております。

なお、決算書の21ページからは附属書類として、キャッシュフロー計算書や収益費用明細書、また、企業債の償還残高を示した明細書を添付しております。後ほどご確認願います。

以上、平成30年度大仙市上水道事業会計決算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決は、決算審査意見の調整後、最後に行います。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第109号、平成30年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 引き続き、議案第109号、平成30年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の構成につきましては、先ほどご説明いたしました上水道事業と同様でありますので、決算数字の読み上げなど詳しい説明についてはできるだけ省略させていただきます。要点のみの説明とさせていただきます。

資料ナンバー４の決算書は３枚目の黄色い仕切りから、それからＡ３判の資料は、２ページ目の簡易水道事業会計決算概要をお開き願います。

はじめに、平成３０年度事業の概要からご説明させていただきます。

決算書は１４ページをお願いいたします。また、Ａ３判の資料につきましては、右下をご覧ください。

給水状況については、給水戸数が対前年度比で１６戸減っており、給水人口も６４２人減っております。これにより、普及率は７７．１パーセントとなっております。年間配水量については、平成２９年度に給水を開始した仙北中央簡水の加入世帯の増加等により、９万３千立方メートルほど増加しております。また、料金徴収の対象となった水量についても１０万９千立方メートルほど増加した結果、有収率は１．２２ポイント上がって、８０．７５パーセントでありました。

次に、主な事業の概要についてであります。

神宮寺地区については、新たな取水井の築造により安定した取水量を確保し、隣接する北檜岡及び大野地区を統合して施設の維持管理費の削減を図るとともに、松倉地区への拡張を行うため、認可設計業務を実施しております。

入角地区につきましては、新たな水源を確保するため、さく井工事を実施しております。

協和南部地区については、平成２７年度に策定した全体更新計画に基づき、配水管布設工事を実施いたしましたが、国道管理者との協議の結果、安全対策に万全を期すため、令和元年度に繰り越して事業を継続してまいります。

それでは決算内容について、ご説明いたします。

決算書のページを戻っていただきまして、２ページ・３ページをご覧ください。

なお、金額につきましては、上水道事業同様に百万円単位とさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入、第１款 簡易水道事業収益は、補正後の予算額１２億８，５００万円に対し、決算額は１３億１，２００万円で、予算額に比べ２，７００万円の増であります。

次に、下段の支出の部であります。第１款 簡易水道事業費用は、補正後の予算額１２億４，８００万円に対し、決算額は１２億３，５００万円で、不用額は１，３００万円であります。なお、第３項 特別損失は、予算額１００万円に対し、決算額が２３３万１千円で、予算額を１３３万１千円上回っております。特別損失の主な内訳は、漏水減免や不納欠損処分に伴う過年度調定の更正でありまして、現金の支出を伴わない経費であります。地方公営企業法施行令の規定では、現金の支出を伴わな

い経費につきましては予算を超過した支出が認められていることから、予算超過額を備考欄に記載したものであります。

次に、損益計算書についてご説明いたします。

決算書は7ページ、それからA3判資料については、左上の方をご覧ください。

営業収益については、給水収益が前年度より2,300万円の増収となり、その他営業収益も下水道使用料賦課徴収業務負担金が新たに増えたことから、1,900万円ほどの増収となっております。その結果、営業収益は合わせて5億7,700万円で、前年度に比べ4,200万円の増収であります。

営業費用については、お客様センターへの委託料が新たに増えたほか、協和中村地区の旧浄水場の除却に伴い資産減耗費が計上されたことなどによりまして、3,300万円ほど増え、10億4,100万円であります。その結果、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は4億6,300万円の損失であります。前年度に比べると損失が900万円ほど減っております。

営業外収益では、一般会計からの基準内繰入補助金が3,100万円減っておりますが、中村地区の除却に伴い秋田県から1,700万円が補償されたことにより、6億8,800万円で、前年度に比べますと170万円の減に留まっております。

また、営業外費用も1,200万円ほど減少した結果、営業外の収益から費用を差し引いた5億2,700万円から、先ほどの営業損失を差し引いた経常利益は6,400万円となり、前年度に比べますと2千万円の増収となりました。

経常利益から、特別損失の過年度損益修正損233万円を差し引いた当年度純利益は6,100万円であります。これに、前年度繰越利益剰余金4,400万円を加えた当年度の未処分利益剰余金は1億600万円であります。

剰余金の処分等については次ページに記載しておりますが、未処分利益剰余金全額を繰越利益剰余金として計上しております。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

決算書はページをお戻りいただきまして4ページと5ページ、また、A3判の資料につきましては、右上をご覧ください。

はじめに、収入の第1款 資本的収入は、予算額6億5,200万円に対し、決算額が4億3千万円で、予算額に対し2億2,200万円の減となっております。内訳として、一般会計からの繰入金2億4,600万円を出資金として受け入れたほか、公営企業債が主な財源となります。一般会計からの基準内繰入金については、損益勘定の補助金と合わせ4億4千万円ありますが、これは前年度に比較すると2千

万円の減であります。

次に、下段の支出、第1款 資本的支出についてであります。

補正後の予算額9億6,100万円に対し、決算額が7億3,700万円ですが、これは協和南部地区の配水管布設替事業が、国道管理者との協議により翌年度に繰り越しとなったことによるもので、繰越額は1億9,700万円であります。

なお、資本的収支不足につきましては、上水道事業と同様に、損益勘定留保資金などによる内部留保資金で補填しております。

最後に決算書は10ページ、A3判の資料につきましては、左下の表をご覧ください。

貸借対照表であります。

はじめに資産の部、固定資産については減価償却に伴い、前年度に比べて5億6,700万円ほど資産が減少しております。

一方、流動資産については300万円ほど資産が増加しており、現金預金に未収金などを含めた流動資産の合計は3億円であります。

これにより、資産の合計は147億7,200万円となり、前年度に比べて5億6,300万円の減であります。

次に、負債の部については、固定負債、流動負債、及び繰り延べ収益ともに減少しており、負債の合計は131億1,800万円でありまして、前年度に比べ6億2,500万円ほど減少しております

また、資本の部においては、当年度未処分利益剰余金が6,100万円増加しておりまして、その合計は16億5,300万円であります。

以上により、少しずつではありますが、負債の減少と、資本の増加が図られております。

以上、平成30年度大仙市簡易水道事業会計決算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決は、決算審査意見の調整後、最後に行います。

○委員長（石塚 柏） 次に議案第110号、平成30年度大仙市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 本日最後の説明となります、議案第110号、平成30年度大仙市下水道事業会計決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、平成29年度までは特別会計でありましたが、30年度より新たに地方公営企業法を適用し、公営企業会計方式にて財務諸表の作成を行っております。決算書の構成につきましては、先ほどまでご説明いたしました上水道、また簡易水道事業と同様でありますので、こちらの方も要点のみの説明とさせていただきます。

資料ナンバー4、決算書につきましては四つ目の仕切り、最後の仕切りになります。それからA3判の資料につきましては、3ページ目をお開き願います。

はじめに、平成30年度事業の概要から説明させていただきます。

決算書は16ページをお開き願います。A3判の資料につきましては、右下の方をご覧ください。

下水道が整備された区域であります処理区域内の人口につきましては、整備地域の拡大によりまして、前年度末に比べて1,362人増加しております。これにより下水道普及率は2.7ポイント上昇し、69.0パーセントであります。一方、実際に下水道に接続している世帯を示す水洗化人口につきましては、新規の接続戸数は増えているものの、人口減少に伴い、前年度末に比べて173人減少しております。水洗化率は70.8パーセントであります。このため、料金徴収の対象となった汚水量についても1万9千立方メートルほど減少いたしましたが、有収率は2.46ポイント上昇して、87.87パーセントでありました。

次に、主な事業の概要についてであります。

下水道管路工事については、大曲・神岡・南外地域の未整備地区に下水道管路の布設を行っております。なお、南外地域につきましては平成30年度で整備を完了しており、神岡地域は今年度、大曲地域は来年令和2年度で完了予定であります。また、長寿命化対策として、強首浄化センターにおいてスクリーンユニット、汚泥かき寄せ機などの更新工事を実施しております。

それでは、決算内容についてご説明いたします。

また決算書のページを戻っていただきまして、2ページ・3ページをご覧くださいま

す。

金額につきましては、また百万円単位とさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入、第1款 下水道事業収益は、補正後の予算額35億4,200万円に対し、決算額は35億5,700万円で、予算額に比べ1,400万円の増であります。

次に下段の支出の部であります。第1款 下水道事業費用は、補正後の予算額29億3,900万円に対し、決算額は28億8,900万円で、不用額は5千万円であります。不用額の主なものにつきましては、流域下水道維持管理負担金の2,500万円が最も大きく、これは流入する汚水量の減少が主な理由であります。なお、簡易水道事業と同様に、第3項 特別損失は、予算額300万円に対し、決算額が468万9千円で、予算額を168万9千円上回っております。特別損失のうち、現金の支出を伴った額は、昨年度発生いたしました定額制使用量の誤賦課に伴う還付金171万7千円を含む193万6千円であります。残りの金額につきましては、漏水減免や不納欠損処分に伴う過年度調定の更正でありまして、現金の支出を伴わない経費であることから、予算超過額を備考欄に記載したものであります。

次に、損益計算書についてご説明いたします。

決算書は7ページ、A3判の資料については左上をご覧ください。

営業収益については、下水道使用料6億2,300万円に、その他営業収益を合わせて6億2,500万円であります。

営業費用については、管渠費、処理場費などに減価償却費を加え、23億8,400万円あります。その結果、営業収益から、営業費用を差引いた営業利益は17億5,800万円の損失であります。損失の主な原因は営業費用の7割を占める減価償却費であります。現金の支出を伴わないことから、まずは現金の支出を伴う管渠費から流域下水道負担金までの営業費用について、営業収益との収支均衡を図れるよう目指してまいります。

営業外収益は、一般会計から繰り入れした補助金と、長期前受金戻入などを合わせて28億5,200万円あります。長期前受金戻入は、公営企業会計特有の項目でありまして、過去の建設事業に関する国庫補助金等について、当該年度の減価償却費に見合う分を収益化したものであります。

営業外費用は、支払利息などで4億5,200万円であり、営業外の収益から費用を差し引いた24億円から、先ほどの営業損失を差し引いた経常利益は6億4,100万円あります。

経常利益から、特別損失の過年度損益修正損468万円を差し引いた当年度純利益は6億3,700万円ですが、そのほとんどは、現金を伴わない長期前受金戻入益であります。公営企業法の規定では、利益が出た場合は欠損金の補填を優先することになっておりますので、当年度純利益は、公営企業会計適用時に資本不足のため生じていた期首欠損金23億9,100万円の補填に全額充てられます。これによりまして、当年度の未処理欠損金は17億5,400万円となります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

決算書はまたページを戻っていただきまして4ページと5ページ、A3判の資料につきましては右上のところをご覧ください。

はじめに、収入の第1款 資本的収入は、予算額18億4,900万円に対し、決算額が18億2,500万円で、予算額に対し2,300万円の減であります。

次に、下段の支出、第1款 資本的支出についてであります。補正後の予算額27億4,700万円に対し、決算額が26億5,400万円ですが、これは、第1項 建設改良費のうち、4,900万円が翌年度に繰り越されたことによるものであります。繰り越しは、神岡地域の公共下水道整備工事などに伴うものでありまして、財源は企業債のほか、国庫補助金、損益勘定留保資金などであります。

なお、資本的収支不足につきましては前の2会計同様、損益勘定留保資金により補填しております。

最後に決算書は10ページ、それからA3判の資料につきましては、左下をご覧ください。

貸借対照表であります。

資産の部、固定資産の合計は511億6,300万円であります。

流動資産については、現金預金2億6,300万円ほか、未収金などを合わせ4億2,600万円であります。これにより、資産の合計は515億8,900万円となり、年度当初に比べますと9億3,300万円の減であります。

次に、負債の部については、固定負債、流動負債とも企業債の償還にともない減少しており、また、繰延収益についても収益化に伴い減少したため、負債の合計は525億4,600万円と、年度当初に比べますと21億8,400万円ほど減少しております。

また、資本の部においては、資本金として、一般会計からの出資金6億1,400万円を増資しており、次ページの利益剰余金についても、先ほどの説明のとおり欠損金が6億3,700万円減ったため、資本不足の合計は9億5,600万円であり

ます。

以上によりまして、少しずつではありますが、負債の減少と、資本の増加が図られております。

以上、平成30年度大仙市下水道事業会計決算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（石塚 柏） はい、当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決は、決算審査意見の調整後、最後に行います。

○委員長（石塚 柏） 次に、委員会審査報告書を作成するに当たり、監査委員の決算審査意見書を参考にして、付すべき意見があれば、意見を調整して報告したいと思っております。

また、意見の調整については、休憩して進めたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決定します。

それでは暫時、休憩いたします。

（ 午後3時06分 休 憩 ）

（ 午後3時06分 再 開 ）

○委員長（石塚 柏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の意見調整では、特に意見を付すべきことがないということで、そのようにしていきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石塚 柏） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（石塚 柏） それでは議案第108号、平成30年度大仙市上水道事業会計決算の認定についてを、再び議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

○委員長(石塚 柏) 次に議案第109号、平成30年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定についてを、再び議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

○委員長(石塚 柏) 次に議案第110号、平成30年度大仙市下水道事業会計決算の認定についてを、再び議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。

(午後3時08分 休 憩)

【古谷委員(監査委員) 入室】

(午後3時09分 再 開)

○委員長(石塚 柏) 休憩前に引き続き、再び会議を開きます。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件について、お諮りいたします。

お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(石塚 柏) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了いたしました。

なお、当委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石塚 柏) 異議なしと認め、そのように決しました。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

長時間、誠にご苦労さまでございました。

午後 3 時 1 0 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和元年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 石 塚 柏